

国立大学法人京都大学教職員給与規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員給与規程</b> (平成16年達示第80号)</p> <p>(前略) (教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当及び産業医手当を除いた全額とする。</p> <p>(中略)</p> <p>(給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 } (略) 2</p> <p>3 職責調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、寒冷地手当、衛生管理手当及び産業医手当は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。</p> <p>4・5 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(産業医手当)</p> <p>第33条の9 (略)</p> <p>(中略)</p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第36条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。))第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当</p>	<p>(教職員の給与)</p> <p>第4条 俸給は、国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成16年達示第83号。以下「勤務時間等規程」という。)第3条及び第16条から第19条までの規定による勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。)、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、<u>産業医手当及び看護職員調整手当</u>を除いた全額とする。</p> <p>(給与の支給日及び支給方法)</p> <p>第9条 } (同左) 2</p> <p>3 職責調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特地勤務手当等、寒冷地手当、衛生管理手当、<u>産業医手当及び看護職員調整手当</u>は、俸給の支給方法に準じて支給する。ただし、俸給の支給日までにこれらの給与に係る事実が確認できない等のため、その日に支給することができないときは、その日後に支給する。</p> <p>4・5 (同左)</p> <p>(産業医手当)</p> <p>第33条の9 (同左)</p> <p>(看護職員調整手当)</p> <p><u>第33条の10 看護職員調整手当は、医学部附属病院に所属し、第5条第1項第6号に定める医療職俸給表(二)の適用を受ける教職員(各月の初日に在職する者に限る。)に支給する。</u></p> <p>2 前項の手当の額は、月額11,100円とする。</p> <p>(退職者の給与)</p> <p>第36条 教職員が業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。))第7条第2項に規定する通勤をいう。以下同じ。により、負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、</p>

改 正 前	改 正 後
<p>、期末手当、期末特別手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の20を支給する。</p> <p>2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間（就業規則第16条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間。次項において同じ。）が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。</p> <p>3 教職員が前2項以外の就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の80を支給することがある。</p> <p>4 教職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の60以内を支給することがある。</p> <p>5 教職員が就業規則第15条第1項第3号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の70以内を支給することがある。</p> <p>6～7 (略)</p> <p>8 就業規則第15条第1項第5号の定めにより休職にされた場合で、総長が必要と認めるときは、総長が必要と認める期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当及び遠隔地異動・出向手当のそれぞれ100分の70以内を支給することがある。 (中 略) (勤務1時間あたりの給与額)</p> <p>第39条 第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当及び遠隔地異動・出向手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p> <p>2 第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、</p>	<p>期末手当、期末特別手当、<u>遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当</u>のそれぞれ100分の20を支給する。</p> <p>2 教職員が結核性疾患にかかり就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間（就業規則第16条第2項の規定により休職期間を通算する場合にあっては、通算された休職の期間。次項において同じ。）が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当、<u>遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することがある。</p> <p>3 教職員が前2項以外の就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当、<u>遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することがある。</p> <p>4 教職員が就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、<u>遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当</u>のそれぞれ100分の60以内を支給することがある。</p> <p>5 教職員が就業規則第15条第1項第3号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、期末手当、期末特別手当、<u>遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当</u>のそれぞれ100分の70以内を支給することがある。</p> <p>6～7 (同 左)</p> <p>8 就業規則第15条第1項第5号の定めにより休職にされた場合で、総長が必要と認めるときは、総長が必要と認める期間中、これに俸給、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、<u>遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当</u>のそれぞれ100分の70以内を支給することがある。 (勤務1時間あたりの給与額)</p> <p>第39条 第37条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、<u>遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当</u>の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p> <p>2 第23条から第25条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、</p>

改 正 前	改 正 後
<p>、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当及び遠隔地異動・出向手当の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学教職員の再雇用に関する規程（平成16年達示第78号）</b></p> <p>(前 略) (手当)</p> <p>第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号（第2条第4号の規定による再雇用職員については、第2号及び第7号を除く。）に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 通勤手当 (2) 特殊勤務手当 (3) 超過勤務手当 (4) 休日給 (5) 夜勤手当 (6) 宿日直手当 (7) 衛生管理手当</p> <p>2・3 (略) (中 略) (手当)</p> <p>第20条 時間再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 通勤手当 (2) 特殊勤務手当 (3) 超過勤務手当 (4) 夜勤手当 (5) 宿日直手当</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学時間雇用教職員就業規則（平成16年達示第73号）</b></p> <p>(前 略)</p> <p>第22条 時間雇用教職員の給与は、基本給、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、</p>	<p>広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、<u>遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当</u>の合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和4年達示第73号）</p> <p>1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。 2 医学部附属病院において看護業務等に従事する職員の処遇改善に係る手当に関する特例を定める規程（令和4年達示第6号）は、廃止する。</p> <p>(手当)</p> <p>第12条 再雇用職員に支給できる手当は、次の各号（第2条第4号の規定による再雇用職員については、第2号、<u>第7号及び第8号</u>を除く。）に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 通勤手当 (2) 特殊勤務手当 (3) 超過勤務手当 (4) 休日給 (5) 夜勤手当 (6) 宿日直手当 (7) 衛生管理手当 (8) <u>看護職員調整手当</u></p> <p>2・3 (同 左)</p> <p>(手当)</p> <p>第20条 時間再雇用職員に支給できる手当は、次の各号に掲げる手当とする。</p> <p>(1) 通勤手当 (2) 特殊勤務手当 (3) 超過勤務手当 (4) 夜勤手当 (5) 宿日直手当 (6) <u>看護職員調整手当</u></p> <p style="text-align: center;">附 則（令和4年達示第73号） 抄</p> <p>1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>第22条 時間雇用教職員の給与は、基本給、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、</p>

改 正 前	改 正 後
<p>夜勤手当、宿日直手当及び特別報奨金とする。</p> <p>(中 略)</p> <p>(超過勤務手当及び夜勤手当)</p> <p>第29条 時間雇用教職員には、給与規程第23条に定める教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。ただし、この場合において、教職員の所定の勤務時間に相当する時間内における超過勤務については、時間給と同額を支給する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の適用に当たっては、給与規程第23条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される時間給額」と読み替える。</p> <p>4 第1項に定めるもののほか、第42条第3項の規定により勤務を命ぜられた場合は、当該勤務した時間に対して、時間給と同額の超過勤務手当を支給する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(特別報奨金)</p> <p>第29条の3 (略)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学支援職員就業規則</b> (令和4年達示第3号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、第31条の規定により支援職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第4条中「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。))、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当</p>	<p>夜勤手当、宿日直手当、特別報奨金及び看護職員調整手当とする。</p> <p>(超過勤務手当及び夜勤手当)</p> <p>第29条 時間雇用教職員には、給与規程第23条に定める教職員の例に準じて超過勤務手当を支給する。ただし、この場合において、教職員の所定の勤務時間に相当する時間内における超過勤務については、時間給及び第29条の4に規定する看護職員調整手当の合計額と同額を支給する。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 前2項の適用に当たっては、給与規程第23条及び給与規程第25条の規定中「第39条に規定する勤務1時間あたりの給与額」とあるのは、「その者に支給される時間給額及び第29条の4に規定する看護職員調整手当の額の合計額」と読み替える。</p> <p>4 第1項に定めるもののほか、第42条第3項の規定により勤務を命ぜられた場合は、当該勤務した時間に対して、時間給及び第29条の4に規定する看護職員調整手当の合計額と同額の超過勤務手当を支給する。</p> <p>5 (同 左)</p> <p>(特別報奨金)</p> <p>第29条の3 (同 左)</p> <p>(看護職員調整手当)</p> <p>第29条の4 医学部附属病院に所属する保健師(非常勤)、助産師(非常勤)、看護師(非常勤)及び准看護師(非常勤)には、看護職員調整手当を支給する。</p> <p>2 前項の手当の額は、所定の勤務時間のうち給与を支給する時間1時間につき60円とする。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和4年達示第73号) 抄</p> <p>1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。</p> <p>(他の規則の準用)</p> <p>第20条 (同 左)</p> <p>2 前項の場合において、第31条の規定により支援職員に準用する給与に関する事項のうち、給与規程第4条中「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当(第22条による手当を含む。))、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当</p>

改 正 前	改 正 後
<p>、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当<u>及び産業医手当</u>とあるのは、「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、産業医手当、賞与及び職務付加手当」と、同規程第39条第1項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当<u>及び遠隔地異動・出向手当</u>の月額の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、遠隔地異動・出向手当及び職務付加手当の月額の合計額」と、同規程第39条第2項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当<u>及び遠隔地異動・出向手当</u>の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当及び職務付加手当の月額の合計額」と、それぞれ読み替える。</p> <p>3～5 (略) (後 略)</p>	<p>、管理教職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、<u>産業医手当及び看護職員調整手当</u>とあるのは、「俸給の特別調整額、職責調整手当、初任給調整手当、扶養手当、都市手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（第22条による手当を含む。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理教職員特別勤務手当、期末特別手当、寒冷地手当、入試手当、学位論文調査手当、遠隔地異動・出向手当、拠点手当、衛生管理手当、特別報奨金、教養・共通教育主幹手当、産業医手当、<u>看護職員調整手当</u>、賞与及び職務付加手当」と、同規程第39条第1項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、<u>遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当</u>の月額の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する都市手当、広域異動手当、遠隔地異動・出向手当、<u>看護職員調整手当</u>及び職務付加手当の月額の合計額」と、同規程第39条第2項中「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、<u>遠隔地異動・出向手当及び看護職員調整手当</u>の合計額」とあるのは、「勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び職責調整手当の月額並びにこれに対する初任給調整手当、都市手当、広域異動手当、特地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当、寒冷地手当、遠隔地異動・出向手当、<u>看護職員調整手当</u>及び職務付加手当の月額の合計額」と、それぞれ読み替える。</p> <p>3～5 (同 左)</p> <p>附 則 (令和4年達示第73号) 抄 1 この規程は、令和4年10月1日から施行する。</p>